

1 - 4 届出の対象となる行為と規模

届出対象となる行為の規模は、景観区ごとに決められています。

次に掲げる行為をしようとする場合は、事前協議を行ったうえで、届出を行う必要があります。

< 建築物 >

イ 建築物の新築、増築、改築、移転、

外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

| | 景観区 | 規模 |
|---|---|---|
| 1 | 緑地景観区 低層住宅地景観区 | 高さ10mを超えるもの 延床面積500㎡を超えるもの |
| 2 | 中高層住宅地景観区 一般市街地景観区 沿道市街地景観区 準工業地景観区 近隣商業地景観区 | 高さ13mを超えるもの 延床面積1500㎡を超えるもの |
| 3 | 工業地景観区 商業地景観区 | 高さ15mを超えるもの 延床面積3000㎡を超えるもの |
| 4 | 市街地水辺景観区 集落水辺景観区 砂浜樹林景観区 山岳水辺景観区 ヨシ原樹林景観区 河畔林景観区 | 建築物(へいを除く。)の新築、改築、増築又は移転で、その新築、改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの 建築物(へいを除く。)の新築、改築、増築又は移転で、新築、改築又は増築後の建築物の高さが5mを超えることとなるもの へいの新築、改築、増築又は移転で高さが1.5mを超えるもの へいの新築、改築、増築又は移転で長さが10mを超えるもの へいの改築、増築で、改築又は増築後のへいの高さが1.5m又は長さが10mを超えることとなるもの |
| 5 | 水辺景観特別地区 | 4項 ~ に掲げるもの |

外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡以下であるものを除く

1
4
届出の対象となる
行為と規模

< 工作物 >

□ 工作物の新築、増築、改築、移転、

外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更

| | 景観区 | 規模 |
|---|---|--|
| 1 | 緑地景観区 低層住宅地景観区 | 高さ10mを超えるもの 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）については高さが15mを超えるもの |
| 2 | 中高層住宅地景観区 一般市街地景観区 沿道市街地景観区 準工業地景観区 近隣商業地景観区 | 高さ13mを超えるもの 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）については高さが15mを超えるもの |
| 3 | 工業地景観区 商業地景観区 | 高さ15mを超えるもの |
| 4 | 市街地水辺景観区 集落水辺景観区 砂浜樹林景観区 山岳水辺景観区 ヨシ原樹林景観区 河畔林景観区 | 垣（生垣を除く。）、さく、擁壁その他これらに類するもので、高さ1.5mを超え、又は長さが10mを超えるもの 煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）及び条例で定める工作物に該当するものを除く。）、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）、彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）、高架水槽、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設で、高さ5mを超えるもの 汚水又は廃水を処理する施設で、高さ1.5mを超え、又はその築造面積の合計が100㎡を超えるもの 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）で、高さが10mを超えるもの |
| 5 | 水辺景観特別地区 | 4項～までに掲げるもの |

届出の対象となる
行為と規模
1
4

外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更の、それに係る部分の面積が10㎡以下であるものを除く

< 開発行為 >

八 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

| | 景観区 | 規模 |
|---|---|-------------------|
| 1 | 緑地景観区 低層住宅地景観区 | 開発行為のうち1000㎡以上のもの |
| 2 | 中高層住宅地景観区 一般市街地景観区 沿道市街地景観区 準工業地景観区 近隣商業地景観区 | |
| 3 | 工業地景観区 商業地景観区 | |
| 4 | 市街地水辺景観区 集落水辺景観区 砂浜樹林景観区 山岳水辺景観区 ヨシ原樹林景観区 河畔林景観区 | |
| 5 | 水辺景観特別地区 | |

届出の対象となる
行為と規模
1
4

< 建築物・工作物・開発行為以外 >

二 土地の開墾、土石の採取、鉋物の採掘その他の土地の形質の変更

| | | |
|---|----------|--|
| 5 | 水辺景観特別地区 | <p>切土又は盛土により生ずるのり面の高さが1.5mを超える土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> <p>切土又は盛土により生ずるのり面の長さが10mを超える土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> <p>当該行為に係る部分の面積が100㎡を超える土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> |
|---|----------|--|

ホ 木竹の伐採

| | | |
|---|--|---|
| 4 | <p>市街地水辺景観区</p> <p>集落水辺景観区</p> <p>砂浜樹林景観区</p> <p>山岳水辺景観区</p> <p>ヨシ原樹林景観区</p> <p>河畔林景観区</p> | <p>次の全てに該当する木竹の伐採</p> <p>木竹の高さが5mを超えるもの</p> <p>林業を営むために行う木竹の伐採以外のもの</p> |
| 5 | 水辺景観特別地区 | |

ヘ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

| | | |
|---|--|---|
| 4 | <p>市街地水辺景観区</p> <p>集落水辺景観区</p> <p>砂浜樹林景観区</p> <p>山岳水辺景観区</p> <p>ヨシ原樹林景観区</p> <p>河畔林景観区</p> | <p>次の全てに該当する土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p> <p>堆積の高さが1.5mを超え、若しくはその堆積に係る部分の面積が100㎡を超えるもの</p> <p>堆積された物件が外部から見通すことができる場所での堆積</p> <p>堆積の期間が30日を超えて継続するもの</p> |
| 5 | 水辺景観特別地区 | |

ト 水面の埋立て又は干拓

| | | |
|---|----------|---|
| 5 | 水辺景観特別地区 | <p>盛土により生ずるのり面の高さが1.5mを超える水面の埋立て又は干拓</p> <p>長さが10mを超える土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> <p>当該行為に係る部分の面積が100㎡を超える土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> |
|---|----------|---|

届出の対象となる
行為と規模
1
4

< 適用除外となる行為 >

次に該当する行為については、景観法に基づく届出は必要ありません。

- ・ 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為
- ・ 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年条例第5号）第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為
- ・ 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第59号）第4条第1項の規定による許可を受け、又は同条例第6条の規定による協議若しくは同条例第7条の規定による通知をして行う行為
- ・ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第8条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- ・ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項の規定による許可を受けて行う行為
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項、第34条第1項若しくは第2項又は第49条第1項の規定による許可を受けて行う行為